

港区立高輪区民センターの 施設使用料等を改定します

港区は、日頃から皆さんが利用する「区民センター」や「いきいきプラザ」、「運動場」などの使用料等を改定します。

また、「ピアノ」や「照明料」等の付帯設備使用料についても改定します。

なお、使用料が高くなる場合については、一定の激変緩和を行います。

施設の予約方法や利用時間などについては、これまでと変わりません。

使用料の考え方

港区は、区民の皆さんの福祉を増進することを目的に、多くの施設を設置しています。

施設の維持に必要な経費については、施設を利用しない方との公平性を図るため、税金で負担することが適当な経費（建物建設費等）を除き、施設を利用する方が等しく負担すること（受益者負担の原則）としており、施設使用料については、原則として、3年に1度見直しています。

付帯設備使用料については、区民の皆さんが利用しやすい制度とするとともに、明確な算出式に基づく使用料の設定を可能とするため、抜本的に見直しました。



新使用料の適用日

平成29年4月1日(土)以降の使用分から

※ 新使用料の金額については、裏面をご覧ください。

施設を利用するにあたって

- 区の施設では、障害者、高齢者などの個人の方や、福祉団体などの団体に対して使用料の減額や免除を行っています。



港区立高輪区民センター(使用料新旧対照表)

1 施設使用料

【単位：円】

使用料件名	区分	現行使用料	新使用料	差額
区民ホール	午前	4,800	5,800	1,000
	午後	8,200	9,000	800
	夜間	9,800	9,000	▲800
集会室	午前	2,800	2,700	▲100
	午後	3,600	3,600	0
	夜間	4,100	3,600	▲500
音楽スタジオ	午前	2,000	1,800	▲200
	午後	2,500	2,400	▲100
	夜間	2,800	2,400	▲400
第一創作室	午前	1,400	1,300	▲100
	午後	1,900	1,800	▲100
	夜間	2,100	1,800	▲300
第二創作室	午前	1,400	1,300	▲100
	午後	1,900	1,800	▲100
	夜間	2,100	1,800	▲300
展示ギャラリー	午前	3,200	3,000	▲200
	午後	4,200	4,000	▲200
	夜間	4,600	4,000	▲600
講習室	午前	1,700	1,600	▲100
	午後	2,200	2,200	0
	夜間	2,500	2,200	▲300
会議室	午前	800	900	100
	午後	1,100	1,100	0
	夜間	1,300	1,100	▲200
和室	午前	2,000	1,800	▲200
	午後	2,600	2,400	▲200
	夜間	2,800	2,400	▲400

2 付帯設備使用料

【単位：円】

使用料件名	区分	現行使用料	新使用料	差額	備考
平台	1 式 1 回	1,300	100	▲ 1,200	
金びょうぶ	1 双 1 回	1200	—	—	
アップライトピアノ	1 式 1 回	800	100	▲ 700	
ホール映写機	1 式 1 回	1,200	—	—	
舞台照明装置	1 式 1 回	1,000	—	—	
スポットライト	1 台 1 回	500	—	—	
フロアーコンセント	1 個 1 回	100	—	—	
ホール音響セット	1 式 1 回	2,400	—	—	
音響セット	1 式 1 回	500	—	—	
映写機	1 台 1 回	300	—	—	
映像機器セット	1 式 1 回	500	—	—	
コンサートグランドピアノ	1 式 1 回	3,300	1,600	▲ 1,700	
楽器用増幅器	1 式 1 回	600	—	—	
ドラムセット	1 式 1 回	300	—	—	
ちゅう房機器	1 式 1 回	350	—	—	

※「—」の備品・設備については、無料で貸し出します。

港区立高輪区民センター

☎ 5421-7616

午前9時00分～午後9時30分

港区高輪地区総合支所管理課

☎ 5421-7124

午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)